

# 骨髄等移植ドナー助成事業

大牟田市では、骨髄または末梢血幹細胞の移植の推進を図り、骨髄ドナーの休業による経済的負担を軽減することを目的として、骨髄等の提供者に対し助成金を交付します。

## 対象者

日本骨髄バンクを介して骨髄または末梢血幹細胞を提供した人のうち、次のすべての要件に該当する人

- 骨髄等の提供を完了した日に、大牟田市に住所を有している人
- 他の法令等で骨髄等の提供に係る同種同類の助成金の交付を受けていない人
- 市税を滞納していない人
- 暴力団関係者ではない人

## 助成額

骨髄等の提供のための通院・入院等に必要の日数1日につき2万円(上限額20万円)

※事業所等が定める休日、またはドナー休暇制度を利用して取得した休暇や骨髄等の提供により生じた健康被害のための通院、入院または面談は対象外

## 申請方法

骨髄等の提供を完了した日から90日以内に、大牟田市骨髄等移植ドナー助成金交付申請書兼請求書に下記の書類を添付し、健康づくり課へ提出

1. 骨髄バンクが発行した骨髄等の提供が完了したことを証する書類
2. 骨髄等の提供に係る通院、入院又は面談した日を証する書類
3. 申請者が属する企業・団体等が発行する以下の内容を証する書類
  - (1) 対象期間中の申請者の休日
  - (2) 対象期間中に申請者がドナー休暇を取得した日
4. 振込先口座が確認できるものの写し

＼ 詳細はこちら ＼



助成事業の詳細・申請書の  
← ダウンロード  
(大牟田市ホームページ)

### 【 問合せ先 】

大牟田市保健福祉部健康づくり課（保健センター2階）

TEL：0944-41-2668 FAX：0944-41-2675